

平成 30 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社UCS
代表者名 代表取締役社長 後藤 秀樹
(コード番号 8787 東証 JASDAQ)
お問合せ先 取締役業務本部長 外山 綱正
(TEL. 0587-24-9028)

臨時株主総会招集及び招集のための基準日設定並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 4 月 6 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集及び招集のための基準日設定並びに定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 30 年 2 月 28 日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 30 年 2 月 28 日（水曜日）
- (2) 公告日 平成 30 年 2 月 7 日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.ucscard.co.jp/company/ir/koukoku/index.html>

2. 本臨時株主総会の日程、場所及び付議議案等について

- (1) 開催日時 平成 30 年 4 月 6 日 午後 1 時
- (2) 開催場所 稲沢市民会館（名古屋文理大学文化フォーラム）中ホール
- (3) 付議議案等 本日付当社プレスリリース「ユニー株式会社による株式会社UCSの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」に記載の株式交換契約の承認に係る議案、及び下記「3. 定款の一部変更について」に記載の定款の一部変更に係る議案を付議する予定です。詳細は平成 30 年 3 月中旬発送予定の臨時株主総会招集ご通知にてお知らせいたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

本日付当社プレスリリース「ユニー株式会社による株式会社UCSの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社及びユニー株式会社（以下「ユニー」といいます。）は、ユニーを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することとし、本日付で、本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。本株式交換の効力は平成 30 年 5 月 1 日に発生する予定ですが、本株式交換の効力が発生した場合、1 株以上の当社普通株式を所有する者はユニーのみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなります。そこで、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第 12 条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、また、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、かかる定款変更は、本臨時株主総会において本株式交換契約に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日である平成30年5月1日に効力が発生するものいたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(定時株主総会の基準日)</u> 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年2月末日とする。</u>	(削除)
第13条～第39条 (条文省略)	第12条～第38条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会決議日 (予定) 平成30年4月6日
定款変更の効力発生日 (予定) 平成30年5月1日

以 上